

## 規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第六十八号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

2 法第十八条第四項の規定によりする通知については、第六条及び第十六条から第十七条の二までの規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。